

農地法施行規則の一部を改正する省令案
についての意見・情報の募集について

令和8年6月26日
農林水産省経営局

この度、「農地法施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) 利用意向調査の対象とならない農地について

農業委員会が毎年1回、遊休農地の所有者等に対して行うこととなっている利用意向調査において、所有者等が農業委員会に対し、農地中間管理事業を利用する意思を表明したとしても、当該遊休農地の受け手が見つかる見込みがない場合は、次年度も利用意向調査の対象となっている。

一方、こうした農地については、農地台帳に記録された事項の公表を通じて、新たな担い手等が容易にその情報を把握することが可能であり、地域計画の話合いの場などで借受けを希望する旨を農業委員会等に申し出ることによって当該農地を借り受けることができる。当該農地については、利用意向調査を毎年行わずとも、遊休農地の有効利用につなげる上で必要な取組は十分行われていると考えられることから、利用意向調査の対象とならないこととするため、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）について、所要の改正を行う。

(2) 景観法改正に伴う規定の整備について

今般成立した都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年5月27日法律第23号）において、景観法（平成16年法律第110号）第92条に基づき、景観整備機構として指定を受けることができる主体について、民間事業者を追加するとともに、その名称を「景観整備機構」から「景観整備推進法人」に改めることとされている。

これに伴い、景観整備機構が農地法第3条第1項の許可を申請する場合の添付書類を定める農地法施行規則第10条第2項第8号について、所要の改正を行う。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省経営局農地政策課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省経営局農地政策課企画G

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報は、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年6月26日～令和8年7月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

農地法施行規則の一部を改正する省令案